

介護支援制度概要（2020年5月時点）

	a	b	c
0	制度名	制度内容	法定
1	介護休業	要介護状態にある家族を介護する社員は、通算93日間までの範囲内で、上限3回まで分割して介護休業を取得することが可能。	法定
2	介護休暇	介護を行う社員が申し出た場合、1年間に5日（要介護状態にある家族が2人以上の場合は10日）を限度として、介護休暇を半日単位で取得可能。	法定以上（法定では、介護休暇中の賃金支払い義務はなし）
3	所定労働時間の短縮勤務	介護を行う社員が申し出た場合、当該家族1人あたり、利用開始から3年の間に、原則として2回までの範囲で短縮勤務可能。	法定
4	時間外労働の制限	介護を行う社員が、介護をするために時間外労働の制限を請求した場合は、24時間/月・150時間/年を超える労働を制限。	法定
5	深夜業の制限	介護を行う社員が、介護をするために深夜業の制限を請求した場合は、午後10時から午前5時までの労働を制限。	法定
6	所定外労働の制限	介護を行う社員が、介護をするために所定外労働の制限を請求した場合は、所定労働時間を超える労働を制限。	法定
7	介護見舞金	社員が連続して1か月以上介護休業を取得した場合、復帰後に介護見舞金1万円を支給。	当社独自の取組
8	休業中の健康診断受診・インフルエンザ予防接種の補助	休業中の社員が希望する場合、健康診断の受診とインフルエンザ予防接種の費用補助（上限税込4,000円）を活用することが可能。	当社独自の取組
9	休職中の定期面談	休職中、1ヵ月に1回上司と面談し、スムーズに復職できるようにサポート。	当社独自の取組
10	介護講習会	定期的に介護制度の講習会を実施。	当社独自の取組